

令和7年第2回神栖市議会定例会議案一覧表

| 議案番号 | 件名 |
|-------|--|
| 議案第1号 | 神栖市職員の育児休業等に関する条例及び神栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第2号 | 令和7年度神栖市一般会計補正予算（第1号） |
| 議案第3号 | 神栖市道路線の認定について |
| 議案第4号 | 神栖市道路線の変更について |
| 議案第5号 | 土地の取得について ・災害廃棄物仮置場用地 |
| 議案第6号 | 鹿島地方事務組合理約の変更について |
| 議案第7号 | 専決処分の承認を求めることについて ・神栖市税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第8号 | 専決処分の承認を求めることについて ・神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 報告第1号 | 令和6年度神栖市一般会計継続費繰越計算書 |
| 報告第2号 | 令和6年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書 |
| 報告第3号 | 令和6年度神栖市一般会計事故繰越し繰越計算書 |
| 報告第4号 | 令和6年度神栖市下水道事業会計予算繰越計算書 |
| 報告第5号 | 公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の令和6年度事業報告及び決算並びに令和7年度事業計画及び収支予算について |

令和 7 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1

| 議案番号 | 件 名 | 概 要 | 備考 |
|---------|---|--|----|
| 議案第 1 号 | 神栖市職員の育児休業等に関する条例及び神栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | <p>地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、職員の仕事と育児の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>○ 第 1 条関係（神栖市職員の育児休業等に関する条例の改正）</p> <p>①育児部分休業の多様化に係る関係規定の整備 現行の育児部分休業を「第 1 号部分休業」と、法改正により新たに措置された部分休業を「第 2 号部分休業」とする改正</p> <p>②第 2 号部分休業の運用に係る関係規定の整備 ・ 請求を申し出る単位期間（1 年の期間）⇒ 4/1 から翌年 3/31 ・ 1 年につき請求できる上限時間 常勤職員：77 時間 30 分（7 時間 45 分に 10 を乗じて得た時間） 非常勤職員：1 日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間</p> <p>③職員が育児部分休業の請求の申出内容を変更することができる特別の事情を新たに規定</p> <p>④育児部分休業の取消事由に「特別の事情が生じたことにより、職員が育児部分休業の申出の内容を変更したとき」を加える改正</p> <p>○ 第 2 条関係（神栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正） ・ 仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に係る規定の新設</p> | |

令和 7 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 2

| 議案番号 | 件 名 | 概 要 | 備考 |
|---------|---|---|----|
| 議案第 2 号 | 令和 7 年度神栖市一般会計補正予算（第 1 号） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">補正内容の詳細は財政課作成資料を参照</div> | 補正は歳入歳出それぞれ 3,746 万 5 千円を減額し、補正後の予算規模を 447 億 466 万 6 千円とするものであります。 補正前の額 44,742,131 千円 補 正 額 △37,465 千円 計 44,704,666 千円 補正の主な内容につきましては、歳出においては、国による新型コロナワクチン定期接種費用の助成が終了することに伴い増額となる自己負担を軽減することを目的として、市の助成額を変更するため、また、企業版ふるさとづくり寄附金を活用し、新たにスポーツツーリズム国際大会開催助成金を交付するため、補正するものであります。歳入においては、諸収入、寄附金等を補正するものであります。 | |
| 議案第 3 号 | 神栖市道路線の認定について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 【道路法】（抄） 第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市長村長がその路線を認定したものをいう。 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。 [以下 略] </div> | 払い下げに伴い再編成されるもの 1 路線と開発行為に伴う寄附によるもの 1 路線を一般の用に供するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 | |

令和 7 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 3

| 議案番号 | 件 名 | 概 要 | 備考 |
|---------|---|--|----|
| 議案第 4 号 | 神栖市道路線の変更について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【道路法】(抄) 第 10 条 [略] 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。</p> </div> | 既存の 3 路線の起点または終点を変更するため、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 | |
| 議案第 5 号 | 土地の取得について ・ 災害廃棄物仮置場用地 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】(抄) (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分) 第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2 千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1 件 5 千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</p> </div> | 鹿島共同再資源化センターの土地を災害廃棄物仮置場用地として、取得価格 1 億 8,018 万 9,120 円で取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 【所在地及び面積】 ・ 神栖市東和田 2 1 番 3 15,015.76 m ² (実測 15,015.76 m ²) 【取得価格】 180,189,120 円 【契約の相手方】 茨城県神栖市東和田 2 1 番地 3 鹿島共同再資源化センター(株) | |

令和7年第2回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 4

| 議案番号 | 件名 | 概要 | 備考 |
|---|---|--|----|
| 議案第6号 | 鹿島地方事務組合同規約の変更について | 鹿島地方事務組合の経費の支弁方法に、ごみ固形燃料化施設の解体に関する経費の支弁方法を追加し、組合同規約を改正する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 | |
| <p>【地方自治法】(抄) 第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。 第286の2 から第289条 [略] 第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない</p> | | | |
| 議案第7号 | 専決処分の承認を求めることについて ・ 神栖市税条例の一部を改正する条例 | 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 改正の内容につきましては、地方税法等の一部改正に伴う個人住民税における大学生年代の子等に関する特別控除の創設、軽自動車税の種別割における二輪車の車両区分の見直し等について規定するため、3月31日に専決処分したものであります。 【主な改正内容】 ○個人市民税（大学生年代の子等に関する特別控除の創設） ○軽自動車税（軽自動車税種別割に係る二輪車の車両区分の見直し） | |
| <p>【地方自治法】(抄) 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。 3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> | | | |

令和 7 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 5

| 議案番号 | 件 名 | 概 要 | 備考 |
|--|---|--|----|
| 議案第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて ・ 神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。 改正の内容につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に対する軽減判定基準額を引き上げるため、3月31日に専決処分したものであります。 【改正内容】 ○国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額の引き上げ・・・「65万円」→「66万円」 ○後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額の引き上げ・・・「24万円」→「26万円」 ○低所得者に対し被保険者均等割額を軽減する所得基準について、被保険者に乗ずる金額の引き上げ 5割軽減の基準・・・「29万5千円」→「30万5千円」 2割軽減の基準・・・「54万5千円」→「56万円」 | |
| 報告第 1 号 | 令和 6 年度神栖市一般会計継続費繰越計算書 | 地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づき、報告するものであります。 | |
| 【自治法施行令】 （抄） 第 145 条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の 5 月 31 日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。 2 及び 3 〔略〕 | | | |
| | | | |

令和 7 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 6

| 議案番号 | 件 名 | 概 要 | 備考 |
|--|--------------------------|--|----|
| 報告第 2 号 | 令和 6 年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書 | 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。 | |
| <p>【自治法施行令】（抄）</p> <p>第 1 4 6 条 〔略〕</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 3 1 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p> | | | |
| 報告第 3 号 | 令和 6 年度神栖市一般会計事故繰越し繰越計算書 | 地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定に基づき、報告するものであります。 | |
| <p>【地方自治法】（抄）</p> <p>第 2 2 0 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終われなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。</p> <p>【自治法施行令】（抄）</p> <p>第 1 5 0 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第 1 4 6 条の規定は、地方自治法第 2 2 0 条第 3 項 ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。</p> | | | |

令和 7 年第 2 回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 7

| 議案番号 | 件 名 | 概 要 | 備考 |
|--|--|---|----|
| 報告第 4 号 | 令和 6 年度神栖市下水道事業会計予算繰越計算書 | 地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、報告するものがあります。 | |
| <p>【地方公営企業法】（抄） 第 26 条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。 2 [略] 3 前 2 項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。</p> | | | |
| 報告第 5 号 | 公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の令和 6 年度事業報告及び決算並びに令和 7 年度事業計画及び収支予算について | 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。 | |
| <p>【地方自治法】（抄） 第 243 条の 3 [略] 2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。 3 [略] 【地方自治法施行令】（抄） 第 173 条 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。 2 [略]</p> | | | |

提 案 理 由

令和7年第2回神栖市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、説明いたします。

今回の提出案件は、

| | |
|---------------|----|
| 条例に関するもの | 1件 |
| 予算に関するもの | 1件 |
| 市道路線に関するもの | 2件 |
| 土地の取得に関するもの | 1件 |
| 規約の変更に関するもの | 1件 |
| 専決処分の承認を求めるもの | 2件 |
| 報告に関するもの | 5件 |

でございます。

議案第1号につきましては、神栖市職員の育児休業等に関する条例及び神栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであり、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、職員の仕事と育児の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第2号につきましては、令和7年度神栖市一般会計補正予算（第1号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ3,746万5千円を減額し、補正後の予算規模を447億466万6千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、歳出においては、国による新型コロナワクチン定期接種費用の助成が終了することに伴い増額となる自己負担を軽減することを目的として、市の助成額を変更するため、また、企業版ふるさとづくり寄附金を活用し、新たにスポーツツーリズム国際大会開催助成金を交付するため、補正するものであります。歳入においては、諸収入、寄附金等を補正するものであります。

議案第3号につきましては、神栖市道路線の認定についてであり、払い下げに伴い再編成されるもの1路線と開発行為に伴う寄附によるもの1路線を一般の用に供するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号につきましては、神栖市道路線の変更についてであり、既存の3路線の起点または終点を変更するため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号につきましては、土地の取得についてであり、鹿島共同再資源化センターの土地を災害廃棄物仮置場用地として、取得価格1億8,018万9,120円で取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号につきましては、鹿島地方事務組合規約の変更についてであり、鹿島地方事務組合の経費の支弁方法に、ごみ固形燃料化施設の解体に関する経費の支弁方法を追加し、組合規約を改正する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号及び議案第8号につきましては、専決処分の承認を求めることについてであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第7号につきましては、神栖市税条例の一部を改正する条例についてであり、地方税法等の一部改正に伴う個人住民税における大学生年代の子等に関する特別控除の創設、軽自動車税の種別割における二輪車の車両区分の見直し等について規定するため、3月31日に専決処分したものであります。

議案第8号につきましては、神栖市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであり、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び低所得者に対する軽減判定基準額を引き上げるため、3月31日に専決処分したものであります。

報告第1号につきましては、令和6年度神栖市一般会計継続費繰越計算書についてであり、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第2号につきましては、令和6年度神栖市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第3号につきましては、令和6年度神栖市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告するものではありません。

報告第4号につきましては、令和6年度神栖市下水道事業会計予算繰越計算書についてであり、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものではありません。

報告第5号につきましては、公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社の令和6年度事業報告及び決算並びに令和7年度事業計画及び収支予算についてであり、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものではありません。